

車検証に点検整備の実施状況が記載されていること

ご存知ですか？

この「備考欄」に
点検整備の実施状況が
記載されます。



自動車検査証備考欄記載例

指定整備工場が定期点検整備と車検を実施した場合

- [受検種別] 指定整備車
- [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり
- [受検形態] 指定整備工場

受験種別が「指定整備車」と記載されるのは、指定整備工場が車検と定期点検整備を受けた場合だけです。指定整備工場では車検を自社工場内で実施できるからです。

認証整備工場が定期点検整備を行ったうえで車検を実施した場合

- [受検種別] 持込検査車
- [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり
- [受検形態] 認証整備工場

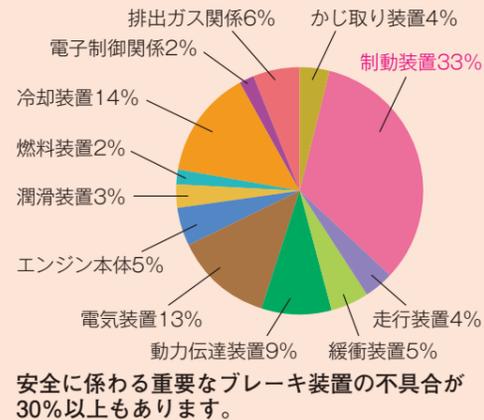
認証整備工場では国の検査場に車を持ち込んで車検を受けるため受験種別が「持込検査車」になります。ブレーキ装置などの分解整備ができるので、記録簿へのすべての記載も可能になります。

定期点検整備を実施して車検を取得している。

ユーザー以外が定期点検整備を行わずに車検を実施した場合

- [受検種別] 持込検査車
- [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載なし
- [受検形態] その他(使用者以外の者により受検が代行された場合)

ブレーキなどの分解整備ができない事業者が車検を依頼した場合、車検の際に点検整備を実施しないケースがほとんどであり、このような場合、右のグラフに示すようなトラブルが発生してしまう可能性が高くなります。また、点検整備が実施できないため当然、記録簿への記載もできません。



定期点検整備の実施なし

車の整備はどんな工場でも確実に実施できる、というわけではありません。特にブレーキなどの分解や組み直しを伴う重要な作業は、一定条件以上の設備を有する整備工場でなければ実施できません。

また、国が実施する厳しい試験をクリアした国家資格整備士が常駐していることも認証工場の条件です。目印は黄色い認証標識(看板)認証工場には必ず右の認証看板を掲示しておりますので、分解整備を伴う作業はもちろん、車検や点検整備を依頼される時には、この黄色い看板がある整備工場をご確認下さい。



定期点検実施スケジュール(自家用乗用車)



…1年定期点検

安全確保、公害防止及び故障予防の観点から、車検と車検の間に年にクルマの構造、装置が正常に機能しているかを国が定める基準に沿って点検し、必要に応じて部品交換・修理・調整等を行います。

…車検(継続検査)+2年定期点検

車検とは、一般的に自動車検査証の有効期限が満了した後も引き続きその自動車を使用するときに受ける検査(継続検査)を指します。また、車検時に行う2年定期点検では、1年定期点検項目に加えて、国が定める基準に沿ってさらに多くの点検項目を実施します。

定期点検の実施の有無や次回の定期点検の実施時期は、車両前面ガラスのステッカーで確認できます。

車検と定期点検の違いは？

●車検

その時点でのクルマの安全面や公害防止面が基準に適合しているかどうかを検査するもので、次の車検までの安全性を保証するものではありません。

基準への適合性



安全性の確保

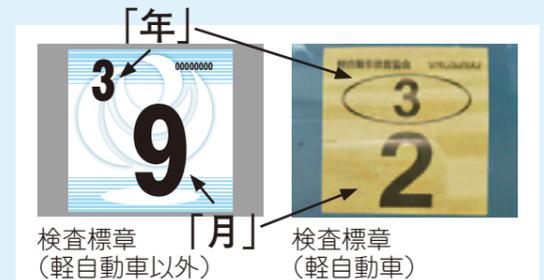
●定期点検整備

クルマのトラブル防止や性能の維持を図るための予防整備であり、不具合箇所や部品の摩耗などを発見し、整備することで高い安全性を確保するものです。

前面ガラスの中央部に貼付されているのが「検査標章」で、助手席側上部に貼付されている丸いステッカーが「点検・整備済みステッカー」です。

●検査標章

自動車検査証の有効期間(車検期間)を示すものです。この検査標章を表示しなければ、クルマを運行することはできません。



●点検・整備済みステッカー

定期点検整備を確実に実施したクルマであることを示すものです。次回の定期点検整備の実施時期が外から見てもわかるように実施年月を表示しています。また、裏面には定期点検整備を実施した整備事業場名、次回の定期点検整備の実施時期等が記載されています。



各装置の定期点検項目の一例

ステアリング装置

ハンドル操作の不具合を防止するため、ロッドおよびアームの緩み、がた、損傷等を点検します。



ブレーキ装置

ブレーキの効き不良を防止するため、ブレーキディスクの摩耗および損傷等を点検します。



走行装置

ホイールの脱落などを防止するため、ホイールナットおよびホイールボルトの緩み等を点検します。



サスペンション

サスペンションの異音の発生や不具合を防止するため、取付部および連結部の緩み、がた、損傷等を点検します。



動力伝達装置

走行時の振動や動力伝達不良を防止するため、プロペラシャフト連結部の緩み等を点検します。



電気装置

エンジンの始動不良や排気ガス悪化防止のため、点火プラグの状態等を点検します。



エンジン

エンジンの不具合を防止するため、冷却装置の水漏れ等を点検します。



ばい煙・悪臭のあるガス・有害ガスなどの発散防止装置

熱害による火災発生等を防止するため、排出ガス減少装置の取付の緩みおよび損傷等を点検します。



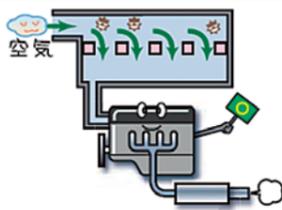
自動車部品の消耗・劣化は、重大な故障の原因となる可能性があります。愛車を快適に使用するためには、定期点検で車の状態を把握し、状態に応じた部品交換が必要です。下記に、主な消耗・劣化部品と定期的な交換の必要性をご紹介しますので、愛車の維持管理をする際の参考にして下さい。

正常な動き

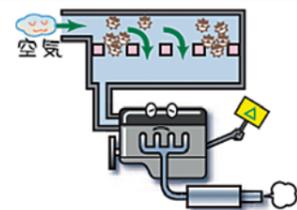
交換の必要性

交換を怠ると

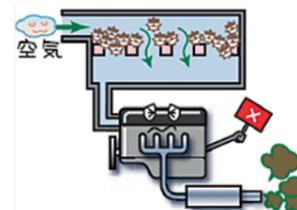
エア・クリーン・エレメント



エンジンが吸入する空気中のチリ等をろ過。チリ等が蓄積され、目詰まりが発生。



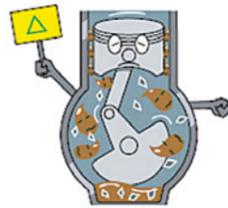
エンジン出力低下、燃費や排気ガスの悪化。



エンジン・オイル



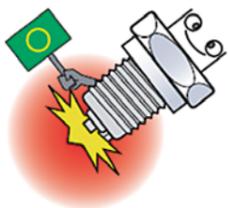
エンジン内部を潤滑し、不純物からエンジンを保護。



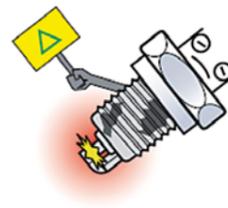
不純物を包み込む力が衰え、潤滑性能低下。潤滑性能低下により傷付き及び焼き付き。



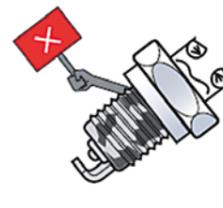
スパーク・プラグ



エンジンを動かすため、スパーク・プラグで燃料に点火。



電極消耗により点火ミスが発生。



点火不良によりエンジン不調、不始動。

メーターパネル内の警告灯が点灯(点滅)しているとは何か不具合が発生しています。

警告灯が点灯又は点滅していると車検審査を拒否されます

平成29年2月から、自動車の車検審査の方法が変更となり、運転席のメーターパネルにある安全性に関わる警告灯が点灯している車は、車検審査を受付けてもらえなくなりました。万一、点灯している場合には、コンピュータ・システム(スキャンツール)を使用し高度な整備が必要になるため、**黄色い看板の認証工場**で確実な整備を実施して下さい。

対象となる警告灯は、以下の5種類です

原動機の作動中に、運転席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること

① 前方のエアバック



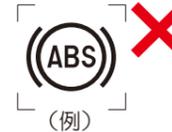
② 側方のエアバック



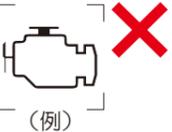
③ ブレーキ



④ ABS



⑤ 原動機



故障修理時



不具合箇所の究明

故障箇所の究明時間を短縮!

💡 スキャンツールとは?

自動車用のスキャンツールとは、自動車の各装置の目視等では分からない情報を入手できる診断用ツールのことです。

スキャンツールで診断できる代表的な装置例

エンジン

点火装置、燃料装置、吸気装置、冷却装置、排気装置 等

トランスミッション

変速装置、断続装置 等

ステアリング

パワーステアリング装置 等

ブレーキ

ABS装置、アシスト装置 等

エアバック

展開装置 等



(注意)スキャンツールの種類や性能等により、診断できる装置及び内容が異なります。また、全ての不具合を発見できるものではありません

車検・定期点検時など



潜在的な不具合の有無を把握

突然の故障を未然に防ぐ!